

平和大通り樹木管理の基本的な考え方

平和大通りの多くの樹木は、広幅員の利点を生かして大きく育ち、都市部において貴重な緑地空間を形成し、環境保全や景観向上、緑陰形成など様々な機能を有している。こうした中で平和大通りでは、緑地帯の公園化や自転車道の整備が進められており、より安全で快適な緑地空間の提供が求められている。

このため、倒木や落枝などが原因となる事故を起こさないよう、樹木に配慮した施設配置や、積極的な環境整備を行うとともに、定期的な安全点検や適切なせん定、樹勢回復のための土壌改良など樹木を健全に育成するための管理を行う必要がある。その基本的な考え方を以下に示す。

1 管理の視点

(1) 地上部について

- ア 他の道路附属物との競合が少なく、空間に余裕がある緑地帯の利点を生かし、適正な植栽密度で管理し、せん定等の管理が可能な範囲において、自然樹形で育成するものとする。
- イ 広葉樹と針葉樹の樹形の違いによる景観の変化や、新緑・開花・結実・紅葉といった樹木のライフサイクルによる季節感の演出などにより、都市に潤いを与え、市民に親しまれる緑地空間となるよう、多様な樹種で構成されている特徴を生かした管理を行うものとする。
- ウ 枝葉が茂り、暗がりを生じている樹木は、樹冠下まで日照や風が行き届くようにするため、枯れ枝や健全な育成に支障となる枝などのせん定を行うものとする。
- エ 樹木同士の競合や被圧により、樹形の乱れや樹勢の悪化が生じないように、適正な植栽密度にするため、移植や伐採などを行うものとする。
ただし、植栽密度の調整以外で、何等かの理由により既存の場所から撤去を行う必要が生じた場合は、被爆樹木や供木など人々の思いが込められた樹木があるなど平和大通りの特徴を踏まえ、緑地帯の歴史性や多様性、健全性を維持するため、伐採にとどまらず、移植あるいは、同種の樹木やその環境に適応できる樹木の植栽を検討するものとする。
- オ 安全かつ円滑な交通を確保するため、建築限界や交差点の見通し、信号機や照明灯等の機能の妨げとなる樹木はせん定等を行うものとする。
- カ イベント広場や道路（駐車場を含む）に面した樹木については、不意の落枝を防止し、安全性を確保するため、環境に応じた樹冠を形成するよう、せん定等でコントロールするものとする。

(2) 地表部・地下部について

- ア 植樹樹が過小であることや、根際に舗装が整備され、根上りが生じている箇所では、根の生育空間を確保するため、柵の拡張や縁石の移設等を行うものとする。
- イ 樹木の根際に、園路が整備されていたり、歩行動線がある箇所では、根の損傷や土壌の締固めを防ぐため、園路等の配置の見直しや、樹木に影響のない動線の誘導を行うものとする。
- ウ 車両の進入や踏圧等により土壌が固結し、根の生育が阻害されて生育不良となっている場所では、土壌の通気性、透水性や保肥性を向上させるため、土壌改良を行うものとする。また、生育状況により、根の保護対策を検討するものとする。
- エ 駐車場や歩道、広場などの整備により、深植えや根系の切断痕が見られる樹木は、倒木の危険性を回避するため、その健全度について経過観察を行うものとする。
- オ 倒木や落枝などの樹木が原因となる事故を未然に防ぐため、地上部だけでなく、幹や根元の空洞、根系の変状及び異常まで含めた安全点検を実施し、適切な措置を行うものとする。

2 平和大通りの特徴に配慮した管理について

平和大通りには、被爆樹木や供木など人々の思いが込められた樹木があることから、それぞれの樹木の素性を確認し、樹種の樹形や性質、対象範囲の競合の状況（優勝劣敗）、対象樹木の健全度、周辺状況などを踏まえ、保存を検討すべき樹木を選定した上で、植栽密度を調整し、生育環境を整える必要がある。

【保存を検討すべき樹木の一例】

- ① 被爆樹木
- ② 供木、寄付樹木、記念樹など人々の思いが込められた樹木
- ③ 景観木、大木など、長い間市民に親しまれた風景を形成している樹木
- ④ 通常の街路樹では使われない樹種（供木の可能性があることや多様性を保つために優先する。）
- ⑤ 紅葉や開花、結実など、景観に彩りや季節感を与える樹木